

別記様式第3号（第8条関係）

【議会基本条例第10条第1項関係】

政策等情報の説明資料

令和4年3月定例会

	議案の 件名	議案第9号 交野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 の一部を改正する条例について	政策等 の区分	計画・事業・ 条例 その他（ ）													
<p>〈政策等の概要〉</p> <p>交野市非常勤の消防団員の定員、任免、給与、服務等については、この条例の定めるところによる。</p>	<p>〈他の自治体の類似する政策等との比較〉</p>																
		<p>〈財源措置の状況〉（単年度事業でない場合は、全体事業の見込状況を記入）（単位：千円）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 16.6%;">総事業費</th> <th style="width: 16.6%;">国庫支出金</th> <th style="width: 16.6%;">府支出金</th> <th style="width: 16.6%;">市債</th> <th style="width: 16.6%;">その他</th> <th style="width: 16.6%;">一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源						
総事業費	国庫支出金	府支出金	市債	その他	一般財源												
<p>〈政策等を必要とする背景〉</p> <p>全国的に減少傾向のある消防団員を確保するため、令和3年4月13日付、消防地第171号にて消防庁長官より、消防団員の報酬等の基準が示されたことに伴い、本市消防団員の報酬額等について改正するもの。</p>	<p>〈将来にわたる効果及びコストの状況〉</p> <p>消防団員の報酬額等を改正することにより、消防団員の確保の安定を図る。</p>																
<p>〈提案に至るまでの経緯〉</p> <p>令和2年に「消防団員の処遇等に関する検討会」が開催されたことに伴い、令和3年4月13日付、消防地第171号にて消防庁長官より、消防団員の報酬等の基準が示された。</p>	<p>〈総合計画等の整合〉</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）</td> <td style="width: 70%;"> 66. 災害や事故、急病時の迅速、適切な対応に備えている 67. 火災や事故、犯罪が少なく安心である 68. 災害で被害を受けないよう、少なくするよう備えている </td> </tr> <tr> <td colspan="2">○その他の計画（該当する場合のみ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計画名称</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">策定年度</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計画期間</td> <td></td> </tr> </table>				“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）	66. 災害や事故、急病時の迅速、適切な対応に備えている 67. 火災や事故、犯罪が少なく安心である 68. 災害で被害を受けないよう、少なくするよう備えている	○その他の計画（該当する場合のみ）		計画名称		策定年度		計画期間				
“かたのサイズ”をめざす像 （主要3つ）	66. 災害や事故、急病時の迅速、適切な対応に備えている 67. 火災や事故、犯罪が少なく安心である 68. 災害で被害を受けないよう、少なくするよう備えている																
○その他の計画（該当する場合のみ）																	
計画名称																	
策定年度																	
計画期間																	
<p>〈市民参加の状況〉</p> <p>有・無（パブリックコメントを実施した場合は、その結果等を含む。）</p>																	
		<p>〈政策等の実施時期〉</p> <p>令和4年4月1日</p>															
		担当部局	担当課	添付資料（有の場合は、その名称）													
		消防本部	総務課	有 ・無 新旧対照表等													

交野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
について

1. 条例改正の目的

全国的に減少傾向のある消防団員を確保するため、令和3年4月13日付、消防地第171号にて消防庁長官より、消防団員の報酬等の基準が示されたことに伴い、本市消防団員の報酬額等について改正するもの。

2. 条例改正の内容

- ① 消防団員に対して出動回数によらず年額により支払われる額が、「消防団員の階級の基準」（昭和39年消防庁告示第5号）に定める「団員」階級の者について年額36,500円を標準とされたことから団員の年額報酬の額を「31,500円」から「36,500円」に、また、「団員」より上位の階級にある者については業務の負荷や職責等を勘案し、標準額と均衡の取れた額となるよう定められたことから班長の年額報酬の額を「33,500円」から「37,500円」に、部長の年額報酬の額を「34,500円」から「38,500円」に、副分団長の年額報酬の額を「36,000円」から「39,500円」に改正するもの。
- ② 出動手当及び整備手当に関しても報酬と改正し、出動報酬の額については1日当たり8,000円を標準とされ、態様や業務負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡の取れた額となるよう示されたことから、出動報酬4時間以上の額を「7,000円」から「8,000円」に改正し、年額の定めのある「消防自動車運転並びに整備手当」、「可搬式ポンプ整備手当」を「消防自動車運転及び整備報酬」、「可搬式ポンプ整備報酬」と改める。
- ③ 年額報酬の支払い時期について、「10月及び3月」の規定を削除する。また、年の中途において、任用又は退職若しくは昇任等身分上の変更があった場合において、既に年額報酬を支給しているときは、日割計算によつて算出した額が当該支給した額に満たない場合にあつてはその差額を返納させるものとする旨の規定を追加する。
- ④ 上記①から③までの改正に伴う文言の整理

3. 施行日

令和4年4月1日

交野市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年条例第11号）新旧対照表

新				旧			
(報酬)				(給与)			
第12条 団員には、次の報酬_____を支給する。				第12条 団員には、次の報酬及び手当を支給する。			
年額報酬		出勤報酬		報酬		手当	
区分	支給額	区分	支給額	区分	支給額	区分	支給額
団長	148,000円	訓練及び大会参加出	4時間未満2,4	団長	年額 148,000円	消防自動車運転並び	年額1人 20,500円
副団長	103,000円	動報酬	00円 4時間	副団長	" 103,000円	に整備手当(1台につ	
分団長	83,000円	(1人1回につき)	以上3,300円			き2人以内)	
副分団長	39,500円	出勤報酬	4時間未満5,1			可搬式ポンプ整備手	年額1人 16,200円
部長	38,500円	(1人1件につき)	00円 4時間	分団長	" 83,000円	当(1台につき4人以	
班長	37,500円		以上8,000円			内)	
団員	36,500円			副分団長	" 36,000円	訓練及び大会参加出	4時間未満2,400円
消防自動車運転及び	1人20,500円	予防及び警戒報酬	4時間未満2,4	部長	" 34,500円	動手当(1人1回につ	4時間以上3,300円
整備報酬(1台につき		(1人1回につき)	00円 4時間			き)	
2人以内)			以上3,300円			出勤手当(1人1件につ	1件の出勤につき
可搬式ポンプ整備報	1人16,200円			班長	" 33,500円	き)	4時間未満5,100円
酬(1台につき4人以							4時間以上7,000円
内)						予防及び警戒手当(1	4時間未満2,400円
				団員	" 31,500円	人1回につき)	4時間以上3,300円
(報酬の支給方法)				(給与の支給方法)			
第12条の2 報酬の支給方法は、次の各号の定めるところによる。				第12条の2 給与の支給方法は、次の各号の定めるところによる。			
(1) 年額報酬については、毎年度				(1) 報酬で年額の定めのあるものについては、その2分の1の			

新	旧
<p>_____市長が定める日に支給する。</p> <p>(2) <u>出勤報酬</u></p> <p>_____については、その支給を受けるべき職務に従事した日から起算して60日以内に支給する。</p> <p>2 <u>年額報酬</u>について、年の中途において____、任用又は退職若しくは昇任等身分上の変更があつた場合には、日割計算によるものとする。<u>この場合において、前項第1号の規定により既に年額報酬を支給しているときは、日割計算によつて算出した額が当該支給した額に満たない場合にあつてはその差額を返納させるものとする。</u></p>	<p>額を毎年度10月及び3月に市長が定める日に支給する。</p> <p>(2) <u>前号に定める日以外のもの（年額の定めのある手当を除く。）</u>については、その支給を受けるべき職務に従事した日から起算して60日以内に支給する。</p> <p>2 <u>年額の定めのあるものが年の中途において</u>、任用又は退職若しくは昇任等身分上の変更があつた場合には、日割計算によるものとする。</p>